

《厚生消防委員会①（平成 29 年 10 月 30 日）》

〈要旨〉

・ 児童相談所と児童相談所の一時保護所について

〈会議録〉

◆林政行

無所属、林政行でございます。

今後、奈良市でも予定されている児童相談所で、その中でも児童相談所に併設されている一時保護所について質問をさせていただきます。

一時保護所は児童相談所の中の施設で、非行少年、被虐待児、児童養護施設や里親家庭に入る前の子供が一時的にいる場所です。虐待や貧困など、家庭内の事情でここにやってくる子供は今では7割を超え、平成 27 年において一時保護された子供の数は延べ 2 万 3000 人になります。多くの場合、子供たちは突然保護されますので、友人や先生などときちんと挨拶をすることもできないままここで生活することになります。ほとんどの外出は許されず、学校にも通えないまま毎日同じ日課をこなし、かごの鳥のような生活をしています。平均滞在時間は1カ月ですが、1年以上いることになる子供も少なくありません。

いい一時保護所とそうでないところの格差は激しく、ひどい一時保護所にいた子供たちの中には、そこでの経験がトラウマになっているケースもあります。一時保護をされる子供のうち6割弱は自宅に戻りますが、4割強はそのまま親と離れ、社会的養護のもとで暮らすようになっていきます。それまでの間、子供たちは自分が家に帰れるのか、それともどこかに行くことになるのかわからないまま不安な日々を一時保護所で過ごしています。

社会的養護とは、実家庭で育つことができない子供たちに社会が代替的に提供する養育環境のことで、施設養護、児童福祉施設、家庭養護、里親家庭がそれに当たります。社会的養護において児童相談所がかかわっている業務の全体像は、次のとおりとなっております。

まず、親の貧困、虐待等の理由で実家庭で暮らすことが最善でないと児童相談所によって判断された子供たちは親元を離れることとなります。その後、子供たちの多くは児童相談所に併設されている一時保護所に平均して1カ月滞在することになっています。その後、家庭に戻ることができないと判断された子供は、里親、児童養護施設などの社会的養護に措置されるか、特別養子縁組を受け、実親を離れ生活をしていくこととなります。

ここで、一時保護所は児童相談所間でも優劣の格差が激しいようですが、どのような一時保護所がいいと考えておられますか、子育て相談課長、質問させていただきます。

◎野儀あけみ子育て相談課長

林委員の御質問にお答えいたします。

一時保護所は、児童虐待などから子供の安全を確保するための緊急一時保護と、子供や家庭への支援計画作成に必要なアセスメントのための一時保護の機能を有しております。一時保護された子供は、児童虐待や保護者との分離により傷ついていることが多く、一時保護所には一時保護に至ったさまざまな背景を理解し、精神的なケアに対応できる職員の配置が必要であります。そのことで、子供が信頼できる大人と出会い、安心して生活できる場となると考えます。

さらに、子供の意思や教育の機会の保障など、子供の権利の保障も不可欠であり、それらのことを踏まえ、当市の一時保護所のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

いろいろ御検討いただいているということでありありがとうございます。

いいと言われる一時保護所では職員のチームワークもすぐれているようです。また、必ずといっていいほどリーダーである所長が好人物であり、その所長を慕う形で職員が一致団結して子供に寄り添おうとしています。そして、言葉の端々から仕事の第1順位は子供の利益にあり、保護所内で問題を起こさないことではないということがわかるようです。これはあくまで傾向であるようですが、そういった子供の側に立った運営がされている保護所では、福祉職採用をされた職員が少なくとも過半数を占めており、こういう保護所ではいい学習支援職員を採用しています。最も多くかつうまくいっているケースは、引退したベテランの職員を採用され、その職員が子供の学力に合わせてかなり細やかに準備されています。学校の学習環境には劣るものの最大限の努力がされているようです。

さらに言えば、こういった子供の権利に配慮している保護所ほど、一時保護期間が短い傾向があります。子供にとっては息苦しい場所ですから、一時保護の後の行き先が早目に見つかるような議論を入所時からしているのです。

例えば、神奈川県中央児童相談所は、子供の権利擁護の観点から最大限の配慮がされています。次に、鳥取県は、児童保護期間が10日を切り8.4日になっています。しかし、これは児童福祉司を多く採用されているわけではなく、児童福祉司19人、職員1人当たり年間40件ほどの相談対応を行っており、全国平均とほぼ同じです。これは鳥取県中央児童相談所の対応がいいと考えられますが、御存じでしょうか。

◎野儀あけみ子育て相談課長

御質問にお答えいたします。

鳥取県中央児童相談所の業務内容と同管内の児童養護施設などの情報を得るために、ことし8月に現地視察に行っていました。鳥取県中央児童相談所では、相談対応を行う児童相談課及び心理判定にかかわる判定課、さらには一時保護課が受理会議、判定会議、援助方針会議にかかわることで、日ごろから相談や管理ケースの情報を共有し、児童相談所が一体となり援助に当たっておられます。このことは、必要な支援が迅速に効率的に対応できるメリットがあるものと考えます。

また、一時保護所では、児童虐待対応による一時保護だけでなく、養育相談などから子育てに悩む保護者の同意を得て、期間を決めた計画的な一時保護を行うとともに、児童養護施設などへの一時保護委託も積極的に活用している現状がありました。計画的な一時保護については、短期間を原則とし、学校への通学を可能としているケースがあり、子供の生活環境を第一に考えながら子供と保護者のそれぞれのニーズを考慮し、支援を行っていました。

さらに、児童養護施設や児童心理治療施設、地域子育て支援センター、保育所、里親支援機関事業所などの子供への支援に取り組む機関と連携し、子供たちの支援体制が整備されており、これらの状況は、本市における体制整備にも大変参考になるものであると考えております。

以上でございます。

◆林政行

鳥取県への現地視察も行っていただき、ありがとうございました。もう少し鳥取県のことを申し上げます。

鳥取県では、第1に、一時保護が始まる前から児童福祉司が集中的にかかわり、すぐに子供の行き先が決まるように取り組んでいて、2週間以内に子供の行き先を決めるということを目指しています。また、鳥取県には全国トップクラスの施設と言われる鳥取こども園があります。同学園では、里親の育成支援にも積極的に取り組んでいます。そのため、児童相談所が安心して子供を預けられる社会的養護の担い手が総体的に多いようです。

第2に、児童相談所内での部門間の分断がないこと、これは規模の小さい相談所だからということもあるかもしれませんが、児童福祉司と児童相談員、保育士がかなりの頻度でやりとりをしているため、一時保護期間に実施すべき観察や調査も短い期間で終え、子供が次のステップに移る準備ができています。

第3に、里親及び施設と児童相談所との関係が良好で、定期的に協議をしていることで急な保護があってもすぐに対応できること、これは例えば保護期間が長期化すると思われたら、すぐに一時保護委託に切りかえることができています。

次の質問ですが、児童相談所を開設する際、専門職の確保と育成について、奈良市子育て相談課としてどのようにお考えでしょうか。

◎野儀あけみ子育て相談課長

御質問にお答えいたします。

児童相談所を開設する上での課題の一つが専門職の人材確保と育成であります。児童相談所のさまざまな専門相談や援助のためには、児童福祉司や児童心理司を初めとする専門職の配置が不可欠であり、さらにはスーパーバイザーの確保も重要であると認識しております。

そのため、それらの専門職や児童相談所業務の経験者の採用など、人材確保については関係課と調整をしております。さらに、人材育成のために奈良県の児童相談所への職員の派遣研修について、奈良県や関係機関との調整を行っているところでございます。また、必要に応じて県などから職員の派遣による研修も有効であると考えております。

さまざまな取り組みにより、児童相談所開設時の業務遂行に支障が出ないよう、専門職の人材確保と育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

まず、児童福祉司とは子供の親の相談に乗ること、虐待が疑われるケースなどにおける調査活動、子供の支援方針策定、子供にかかわる各種関係者との調整などを行っています。この話は人事課との調整も必要となりますが、いい児童相談所では、勤務者の3分の2以上が福祉職採用者を採用しており、職員の勤続年数も長く、総務等の事務的なことを除いては、基本的にケースワーカーもケアワーカーも福祉職を採用するのが理想のようです。また、その地域で同じ業務にかかわっている職員が相当数いることも大切で、福岡市の児童相談所や神奈川県中央児童相談所はその方針をとっています。

全国での児童福祉司の勤続年数は平均4年程度です。しかし、家庭や子供支援をする児童福祉司の仕事は経験が物を言うことから、鳥取では福祉専門職として採用された児童福祉司は、現場でケースワーカーを続けていても課長補佐クラスまで昇給できるようです。そうすることによりベテランケースワーカーをふやすことができれば、その個人の仕事のみならず、若手の職員の指導などを通じて児童相談所の業務の質をより高めることができます。

児童相談所を整えるだけでは全ては解決しません。地域との連携などはどのようにお考えでしょうか。

◎野儀あけみ子育て相談課長

御質問にお答えいたします。

国の新たな社会的養育のあり方に関する検討会から提言された新たな社会的養育ビジョンにありますように、家庭や地域などの変化に対応した社会全体の支援体制の構築が必要であるとされています。困難さを抱える家庭への養育支援や、実親による養育が困難なときの代替養育などについて社会全体で取り組む必要があり、あわせて早期からの子育て支援が虐待予防の観点からも有効であります。

そのため、庁内関係機関だけでなく、地域で子供や家庭への支援にかかわる民生・児童委員やNPOなどの関係機関が協力・連携することは不可欠であります。そして、地域社会での身近な相談・支援体制の構築と支援メニューの充実に取り組むことが必要であると考えております。

今後、国において進められるさまざまな検討を注視するとともに、本市においても有識者会議を開催し、児童相談所業務経験者や学識経験者などの意見を参考に、本市としての児童相談所、一時保護所のあり方を含めた支援体制などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

地域の子供たちを守るための活動を児童相談所が担うのではなく、子供にかかわるプレーヤーたち全員でやろうという機運を起こすことが重要です。大阪市にあるこどもの里や平塚市はそれを実践しているようです。また、一時保護施設では、鳥取こども園と先ほど述べたこどもの里は最もすぐれた養育を提供している団体のようです。奈良市にも子供のことを真剣に考える団体があるとお聞きしています。児童相談所での発足時点でそのような連携が整っているよう切に願います。

今後も各地の児童相談所への訪問もあるかと思えます。実際にシフトが決まっている程度心の余裕を持っている職員と、そこで閉じ込められ、あしたもわからない不安を毎日抱え生きている子供たちの間にはギャップがあります。児童相談所の計画にかかわる職員の方々は、数時間だけ訪れるのではなく、子供たちと同じ境遇を感じ取ってもらうため、携帯もその期間は使わず、数日泊まり込んでください。また、事情が異なる子供たちを混合処遇しないことや人員配置の改善も重要です。しかし、それが改善されなくとも、職員らの姿勢次第で一時保護所の雰囲気は大分変わるようです。

虐待を受けている子供たちには何の罪もありません。その子供たちが親のみならず友人や近所の人々、学校の先生などから神隠しのように引き裂かれ、さらに自由が大幅に制限されるという状況はおかしいです。

子供たちの痛みを本当に自分のことのように考えるのであれば、幾らでもよりいい対応

はできます。そして人は生まれながらに平等であり、皆が自分の境遇を否定することなく、自由に自分の人生を決められる機会が提供されるべきです。

最後に、子供たちに寄り添っておられる児童相談所の所長さんの言葉で締めたいと思います。一時保護期間は子供に寄り添うことが一番大切です。いろんな不安を抱えながら子供たちはここへやってきます。そういった子供たちに温かくておいしい御飯と、規律でがんじがらめにならない生活を提供するのが私たちの仕事です。そして、子供と向き合って話していくという姿勢が大切ではないでしょうかとされています。児童相談所にかかわる奈良市の御担当の皆様も、この言葉を心にとめていただき、児童相談所、そして一時保護所の計画を進めていただきますようお願いいたします。

最後に、向井副市長、今後の課題等がありましたらよろしく申し上げます。

◎向井政彦副市長

児童相談所、この業務も含めまして、奈良市としては経験のない業務でございます。ただいま大変参考になる御意見、また御指摘をいただきました。特に、子供たちの側に立って何がよいのかということをもまず大前提に考えると、それを大前提にしまして、設置に向けて課題を整理して準備をしていく必要があるということをも改めて認識させていただきました。

課題といたしましては、先ほど課長も申しておりますが、まずは人材の確保・育成、そして県などとの研修ということもでございます。それから財源の確保もでございます。これは市としてはもちろん対応してまいります。国等に対しても、今後も現実に適応した支援を要請していきたいと思っています。

それからもう一つは、一時保護所も含めた児童相談所の施設、場所をどうするのか、これも大きな問題だと思っております。今、市内には県の中央こども家庭相談センターがございますので、今後、県との役割分担も含めて協議をしていきたいと思っています。

また、市民や地域の住民、関係団体の御理解、御協力も必要でございますし、市の中においてもその体制として、担当部署だけでなく組織の横の連携、それが必要だと思っております。このようにさまざまな課題がございますが、委員御指摘のように、幾ら施設や組織、システムをつくっても、やはりどれだけ子供たちに寄り添えるか、精神的ケアがしっかりできるか、そういう職員を確保・配置することが一番重要だと思っております。

現在も担当部署におきまして、積極的に取り組んでおるところでございます。今後も全庁的課題として、児童相談所の開設に向けて着実に進めてまいりたいと考えております。

◆林政行

ありがとうございました。質問を終わります。